

令和6年度東条川二期農業水利事業
曾我新池改修（その2）工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総則	令和6年度 東条川二期農業水利事業 曾我新池改修（その2）工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」 (https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html) に基づいて実施する。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、曾我新池の改修を行うものである。	
2. 工事場所	兵庫県加東市曾我地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 （1）ため池諸元 名称 曾我新池 堤高 9.9m 堤頂長 110.0m （2）工事範囲 上流法面保護工 380 m ²	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年9月20日から令和7年1月27日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年9月19日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等、月当たり12日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2. 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月31日～令和7年2月18日である。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。	
3. 施工制限	ため池堤体への工事用車両の進入は工事用道路からの進入とする。	
4. 工程制限	ため池の落水は令和6年10月30日までに完了し、貯水再開は令和7年3月15日から開始する予定としている。	

項 目	内 容	備考																		
第4章 現場条件																				
1. 土質及び地質	本工事の施工場所の地質は、粘性土を想定している。																			
2. 第三者に対する措置																				
(1) 騒音、振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、第三者との協議において防音壁の設置等、対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。																			
(2) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備考</th></tr><tr><td>県道 144 号線 仮設進入路入口</td><td>1 人/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>工事資材搬入 土砂搬出時 交通誘導警備員 B</td></tr><tr><td>県道 144 号線 ため池上流進入路 入口</td><td>1 人/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>土砂搬入出時 交通誘導警備員 B</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考	県道 144 号線 仮設進入路入口	1 人/日	1 名	昼間	無	工事資材搬入 土砂搬出時 交通誘導警備員 B	県道 144 号線 ため池上流進入路 入口	1 人/日	1 名	昼間	無	土砂搬入出時 交通誘導警備員 B	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	備考															
県道 144 号線 仮設進入路入口	1 人/日	1 名	昼間	無	工事資材搬入 土砂搬出時 交通誘導警備員 B															
県道 144 号線 ため池上流進入路 入口	1 人/日	1 名	昼間	無	土砂搬入出時 交通誘導警備員 B															
(3) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																			
(4) 交通対策	1) 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車両の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車両の通行する工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこととする。 ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																			
(5) 関係機関との調整	県道 144 号線からの工事用進入路接続部は、現在、道路管理者と協議中であり、令和 6 年 8 月に同意予定であるが、構造等に変更があった場合は契約変更の対象とする。																			
(6) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地状況等により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																			
(7) 土砂流出防止対策	土砂等の搬入及び搬出における土砂流出防止対策について、必要に応じて対策を指示することがある。なお、現地状況等により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																			

項 目	内 容	備考								
(8) 境界対策	本工事周辺の道路、水路等と隣接する箇所は、既存施設に損害を与えないように十分に注意するとともに、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。									
第5章 指定仮設										
1. 工事用道路	1) 資材仮置場の設置撤去に当たり、受注者の責に起因する既設構造物の沈下、破損等が生じた場合は、受注者の責により原形復旧を行うものとする。また、工事期間中、資材仮置場等について、受注者が適正な管理を行うものとする。 2) 受注者は、図面に基づき、工事用道路等を整備しなくてはならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなくてはならない。									
2. 建設発生土	1) 本工事からの発生土は次のとおり予定している。搬出量は、流用土を除く本工事完了時点の土砂仮置場土量を想定している。 <table border="1"><thead><tr><th>搬出場所</th><th>所在地</th><th>搬出量</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>残土置場</td><td>加東市曾我鍋子 646 地先</td><td>100m3</td><td>本工事で搬入、整地を実施</td></tr></tbody></table>	搬出場所	所在地	搬出量	備考	残土置場	加東市曾我鍋子 646 地先	100m3	本工事で搬入、整地を実施	
搬出場所	所在地	搬出量	備考							
残土置場	加東市曾我鍋子 646 地先	100m3	本工事で搬入、整地を実施							
第6章 工事用地等										
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地」という。)は図面のとおりである。 仮設道路の借地契約については、現在地権者と協議中であり、令和6年9月に契約成立見込みである。									
2. 工事用地等の使用及び返還	発注者が確保を予定している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督員立会いのうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。 また、工事完了後土地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者、受注者及び関係地権者立会いのもとに承諾を得たうえ返還するものとする。									
3. 受注者の裁量による工事用地等	1) 発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。 2) また、工事完了後、地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。									
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。									
第8章 工事用材料										
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 砕石材等 クラッシュラン(C-40) JIS A 5001									

項 目	内 容	備考																					
第9章 施工	2) コンクリート コンクリートはJIS A 5308 レディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。																						
	<table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメン ト比 W/C(%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>基礎、天端、止め コンクリート</td></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>20</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>張コンクリート 調整コンクリート</td></tr></table>	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	基礎、天端、止め コンクリート	無筋コンクリート	18	8	20	65 以下	BB	張コンクリート 調整コンクリート	
	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメン ト比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																
	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	基礎、天端、止め コンクリート																
	無筋コンクリート	18	8	20	65 以下	BB	張コンクリート 調整コンクリート																
	3) コンクリート二次製品 張りブロック : 厚さ 120 mm																						
	4) その他 目地材 エラスチックフィラーt=10mm																						
	受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																						
	2. 見本又は資料提出 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>配合成績書、配合表</td></tr><tr><td>砕石材等</td><td>試験成績表</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>その他材料</td><td>カタログ又は試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	コンクリート	配合成績書、配合表	砕石材等	試験成績表	コンクリート二次製品	カタログ	その他材料	カタログ又は試験成績書等											
	材 料 名	提 出 物																					
コンクリート	配合成績書、配合表																						
砕石材等	試験成績表																						
コンクリート二次製品	カタログ																						
その他材料	カタログ又は試験成績書等																						
3. 監督職員の検査又は試験 次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。	<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、塩化物含有量</td><td>構造物打設前(1回)</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>外観・寸法</td><td>搬入時 抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	コンクリート二次製品	外観・寸法	搬入時 抽出検査	生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(1回)	その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査										
材料名	検査・試験項目	備考																					
コンクリート二次製品	外観・寸法	搬入時 抽出検査																					
生コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	構造物打設前(1回)																					
その他主要材料	外観・寸法	搬入時 抽出検査																					
1. 一般事項																							
(1) 水準点等	本工事の水準点及び基準点は、図面に示すとおりである。																						
(2) 検測又は確認(施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。																						

項 目	内 容	備考																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期 (一般監督)</th><th>確認時期 (重点監督)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート構造物工</td><td>幅、厚さ、高さ</td><td>型枠脱枠後</td><td>同左</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工 種	確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	備考	コンクリート構造物工	幅、厚さ、高さ	型枠脱枠後	同左															
工 種	確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	備考																					
コンクリート構造物工	幅、厚さ、高さ	型枠脱枠後	同左																						
(3) 既設構造物 に対する 措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																								
(4) 設計図書等 の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																								
3. 建設資材廃棄物等の搬出	1) 建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木くず (根)</td><td>(株) アルファ</td><td>加古郡稲美町下草谷西大 道 340 番地の 55</td><td>9:00～ 16:00</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>木くず (幹)</td><td>三田チップ(株)</td><td>三田市西野上 828 番地</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>木くず (枝葉)</td><td>(株) 新宮クリーン ランド</td><td>姫路市別所町佐土奥関切 谷 1304 番地他 3 筆</td><td>8:30～ 17:00</td><td>再資源化施設</td></tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	木くず (根)	(株) アルファ	加古郡稲美町下草谷西大 道 340 番地の 55	9:00～ 16:00	再資源化施設	木くず (幹)	三田チップ(株)	三田市西野上 828 番地	8:00～ 16:30	再資源化施設	木くず (枝葉)	(株) 新宮クリーン ランド	姫路市別所町佐土奥関切 谷 1304 番地他 3 筆	8:30～ 17:00	再資源化施設				
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																					
木くず (根)	(株) アルファ	加古郡稲美町下草谷西大 道 340 番地の 55	9:00～ 16:00	再資源化施設																					
木くず (幹)	三田チップ(株)	三田市西野上 828 番地	8:00～ 16:30	再資源化施設																					
木くず (枝葉)	(株) 新宮クリーン ランド	姫路市別所町佐土奥関切 谷 1304 番地他 3 筆	8:30～ 17:00	再資源化施設																					
4. 特定建設資材 の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</th><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"></td><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用	
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																						
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □作業・機械作業の併用																						
5. 準備工	1) 進入路の樹木伐採範囲について、伐採・除根・集積・産業廃棄物処理を行うものとする。 2) チェーンソー等による伐採は、以下の樹量を想定しているが、施工前に監督職員立会いの下、伐採範囲を確認しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業</th><th>区 分</th><th>樹量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐採</td><td>樹量区分: 樹径 6cm 以上 (m・本/ a)</td><td>0～40 本/10 a</td></tr> </tbody> </table>	作業	区 分	樹量	伐採	樹量区分: 樹径 6cm 以上 (m・本/ a)	0～40 本/10 a																		
作業	区 分	樹量																							
伐採	樹量区分: 樹径 6cm 以上 (m・本/ a)	0～40 本/10 a																							
6. 土工 (1) 掘削	1) 既設堤体掘削土については、別添図面に示す工事用地（曽我新池上流部）に運搬・仮置きするものとする。 2) 掘削及び床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。																								

項 目	内 容	備考
(2)埋戻し及び盛土	構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が 30 cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で最大乾燥密度の 95%以上の締固めを行わなければならない。	
7. コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。	
第 10 章 施工管理		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者等の資格は、入札説明書によるものとする。	
2. 施工管理		
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
第 11 章 条件変更の補足	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質、地質 2) 予想し得なかった騒音規制、交通規制 3) 第三者による事業の妨害等の発生 4) 産業廃棄物 5) 関係機関との協議 6) その他監督職員が認めた事項	
第 12 章 公共事業関係調査に関する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。	
第 13 章 その他	工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。	
1. 電子納品	1) 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部 2) 工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 建設副産物情報交換システムの利用	本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 週休 2 日による施工	1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいと想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日の 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の	

項 目	内 容	備考										
第14章 定めなき事項	水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。											
	3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。											
	① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。											
	② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。											
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。											
	④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。											
	⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。											
	4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。											
	5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。											
	①補正係数	<table><tr><td></td><td>4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table>		4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											
②補正方法	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。											
	この特別仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。											